

青森県立あすなろ療育福祉センター利用受入判定委員会設置運営規程

(目的)

第1条 この規程は、青森県立あすなろ療育福祉センターのサービス利用受入決定の妥当性及び客観性を確保するとともに、真に利用受入の必要性の高い方が適切に利用できるようにすることを目的として、利用受入判定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、次の業務を行う。

- ① 次のサービス利用申込に係る受入の可否の審議を行う。
 - ア 福祉型障害児入所施設、障害者支援施設（入院等による再入所の場合を含む）
 - イ 生活介護、短期入所、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスにつき、担当課・科が受入可否を判断できないもの
- ② その他、サービス利用受入に関して必要な事項の協議を行う。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員で構成する。

- 2 委員長は、所長（施設・事業所管理者）とする。
- 3 委員は、次の者をもってあてる。
 - ① 所長（管理者、生活支援部長兼務）
 - ② 診療部
 - ③ 生活支援課長
 - ④ 医療科長
 - ⑤ 看護科長
 - ⑥ サービス管理責任者
 - ⑦ 児童発達支援管理責任者（入所及び通所）
 - ⑧ 管理栄養士

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は、必要が生じた都度開催する。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 委員会の議事については、日時及び場所、出席した委員、審議事項及び議決事項、議事の経過の概要を記載した議事録を作成し、3年以上保存しなければならない。

(受入の可否の判断)

第5条 第2条第1項第1号に規定する受入の可否の判定においては、次の勘案事項を踏まえて判断するものとし、加えて、別に定める「青森県立あすなろ療育福祉センター利用受入判定基準」に基づき担当部署が検討した結果を参考とする。

受入可否判定における勘案事項	
1	利用申込者の障がいの程度及び区分 ① 障害者自立支援法による障害程度区分 ② 療育手帳、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳の取得状況及びその内容等
2	利用申込者の心身等の状況 ① 日常生活（食事、排泄、入浴、洗面整容、着脱衣、移動など）の介助度 ② 行動の障がいの有無及び状況（自傷・他害行為、強いこだわり、器物破損、食事行為の障がい、睡眠の障がい、排泄行為の障がい、多動、著しい騒がしさ、パニック、粗暴性など） ③ 健康状態、医療的ケアの必要性
3	利用申込者の介護を行う者の状況 ① 介護者の状況（介護者の有無、年齢、健康状態、就労状況、経済状態） ② 利用申込者以外に介護を行う必要がある者の有無及び状況
4	障害福祉サービス等の利用状況 ① 利用している障害福祉サービス等 ② 利用していないが、利用可能と見込まれる障害福祉サービス等
5	利用申込者の置かれている環境 ① 現に居住している家屋等の環境 ② 地域の環境 ③ 虐待の有無 など
6	利用申込者、利用申込者の家族、利用申込者の介護を行う者の意向
7	市町村、相談支援事業者等の意見
8	施設入所に係る待機期間（障害児入所施設、障害者支援施設の場合のみ）

（所長（施設・事業所管理者）の責務）

第6条 所長はこの委員会の議決事項を尊重しなければならない。

（受入の手続き）

第7条 委員会において審議を要しないケースも含め、センターの各障害福祉サービス事業所・施設の利用の受入は、別に定める「青森県立あすなる療育福祉センターサービス利用受入手順」により行う。

（庶務）

第8条 委員会の議事録の作成及び庶務は、生活支援課において処理する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。